

相手に知られたくない情報がある方へ

非開示希望と当事者間秘匿のご案内

あなたを特定する事項を知られたくない場合、以下の2つの手続から選ぶことができます。

非開示希望

非開示希望とは、相手に知られることであなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手が情報の閲覧謄写（見たりコピーしたりすること）の申請をする場合に備えて、あなたの希望を予め申し出る手続です。

●非開示の希望に関する申出書が必要です。

裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

●あなたを特定する事項（あなたの住所など）だけでなく、それ以外の事項（あなた以外の人に関する事項も含まれます。）についても申出ができます（例：あなたの勤務先、お子さんの学校名等）。

●住所については、申出書に相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所）を記載することができます（ただし、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

当事者間秘匿

当事者間秘匿とは、あなたを特定する情報が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるとき、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

①秘匿決定の申立書

②秘匿事項届出書面

③あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれについての裏付け資料

④申立手数料等 収入印紙500円

郵便切手1089円分

●あなたを特定する事項についてのみ申立てができます（例：あなたの氏名、住所等）。

●申立てが認められた場合、申立書等には「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

●申立てが認められたとしても、相手が取消しの申立てなどを行うことがあります。

●申立てが却下された場合、不服申立て（即時抗告）ができます（別途申立手数料等が必要となります。）。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を、自分で選ぶんですね。

どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。



書面提出にあたって、留意していただきたいこと。

書面を提出するときは

- ・相手に知られたくないことやそれらを推測されるようなことは書かないでください。
- ・知られたくない部分を黒塗りしてからコピーをして提出する方法もあります。

相手に知られたくない情報を裁判所には見てほしいときは

・提出する書面ごとに、相手に知られたくない部分にマーカーを引いて、かつ、非開示の希望に関する申出書を書いて上に載せ、ステープラーで留めて一体として提出してください。

→相手が反論できないので、審判の判断をするための資料にならないことがあります。

→黒塗りしてコピーした閲覧謄写用の書面の提出を求められることもあります。



裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね。